

## 第3回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年3月17日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和4年3月17日(木) 午後2時00分～3時15分
2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室
3. 出席委員(11人)  
職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、7番 斎藤 勉、8番 川上 恵9番 関 閣夫、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、18番 相吉澤 宏 各委員
4. 欠席委員(8人)  
1番 越雲 宏、3番 栗野 隆夫、6番 大野 覚文、10番 小川 雄三、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明 委員
5. 出席推進委員(0人)
6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について  
日程第5 議案第4号 空き家に付属した農地の指定申請について  
日程第6 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について  
日程第7 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第239号)の承認について  
日程第8 議案第7号 令和4年度農作業標準賃金の設定について
7. 農業委員会事務局職員  
事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雪 保友
8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。

事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和4年 第3回総会を開会いたします。会長欠席の為、塩野目職務代理にご挨拶をお願いいたします。 < 開会前のあいさつ >
職務代理(塩野目)	本日の欠席委員は、3番 栗野 隆夫 委員、6番 大野 覚文 委員、10番 小川 雄三 委員、14番 堀江 恒夫 委員、15番 石岡 幸雄 委員、16番 荒井 喜代子 委員、17番 黒須 明 委員の8名で、出席委員は19名中11名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、会長欠席の為、以後の議事進行は塩野目職務代理にお願いいたします。
事務局長(相ヶ瀬)	
議長(塩野目)	直ちに会議を開きます。 ( 午後 2時 00分 )

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は、2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雉 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。
	次に日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 斎藤 勉 委員にお願いします。
7番 斎藤 勉 委員	3月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、使用貸借による権利の設定。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、カボチャ、スイートコーン、枝豆他。農業従事年及び農業形態、約10年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、現在なし。取得地への通作距離、約0.5km。新規就農。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、9番 関 閣夫 委員にお願いします。

9番 関 閣夫 委員	3月10日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、賃貸借による権利の設定。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、里芋、スイートコーン、西洋野菜 他。農業従事年数及び農業形態、約5年。新規就農。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター、田植え機、鶏を飼っています。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号3番、4番について、18番 相吉澤 宏 委員にお願いします。
18番 相吉澤 宏 委員	3月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、使用貸借による権利の設定。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ハウスによるサボテン、多肉植物。農業従事年数及び農業形態、約5年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、小さな管理機あり。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
	3月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、賃貸借による権利の設定。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ハウスによるサボテン、多肉植物。農業従事年数及び農業形態、約5年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、水稻は作業委託。取得地への通作距離、約0.1km。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようすで申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。

	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、7番 斎藤 勉 委員にお願いします。
7番 斎藤 勉 委員	3月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号、整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が青地、西が道を挟んで雑種地・畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。転用計画、転用事業者は、令和元年10月に発生した台風19号により自宅が浸水被害に遭い住める状態でなくなったため、自宅の再建を計画し、令和2年3月2日付で一般住宅を建築するための農地法4条許可申請を行い、同年3月25日付で許可を受けた。許可後の計画変更により、一般住宅に加えて農機具を格納するための農業用倉庫を建築することになり、それに伴い当初に許可を受けた土地よりも南側に広がってしまったが、宅地拡張に係る農地法の手続きを行っていなかつたため、申請に至った。始末書あり。転用面積 111.77 m <sup>2</sup> 宅地拡張。農業用倉庫 39.6 m <sup>2</sup> は許可済の土地に建築。給水、排水、無。雨水排水、東側の水路と南側の畑に浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。向田地区担当 11番 奥畑 智子 委員 何かございますか。
11番 奥畑 智子 委員	問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようすで申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

議長	<p>&lt; 異議なしの声 &gt;</p> <p>異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>&lt; 議案第3号 議案書の朗読 &gt;</p> <p>続いて、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、2番 田中 雄二 委員にお願いします。</p>
議長 2番 田中 雄二 委員	<p>3月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係親子、転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の概ねの状況、東が畑、西が道を挟んで田、南が道を挟んで畑、北が田・青地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定 一時転用2ヶ月。転用計画、転用事業者は、那須烏山市議会議員選挙に立候補予定であり、選挙事務所を開設する土地が必要となつたが、申請地について父から借りられることになり、申請に至った転用面積 439 m<sup>2</sup> 事務所 プレハブ1棟。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、原状復帰して所有者に返還。資金関係の証明、金融機関の預金通帳写しにより事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期令和4年3月20日から令和4年5月20日。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長 8番 川上 恵 委員	<p>整理番号2番について、8番 川上 恵 委員にお願いします。</p> <p>3月15日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第1種農地。（申請地位置を説明。）周囲の概ねの状況、東が田・畑、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と妻の実家で生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について取得するようになり申請に至った。転用面積 440 m<sup>2</sup> 一般住宅 木造2階建、車庫。建築面積 住宅 71.21 m<sup>2</sup> 車庫 63.76 m<sup>2</sup> 計 134.97 m<sup>2</sup>。進入路 南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道、排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果と残高証明書により事業を完了させるために必要な</p>

(8番 川上 恵 委員)	資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年4月1日から令和4年10月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	報告が終わりましたので、これより質疑を行います。志鳥地区担当 18番 相吉澤 宏 委員 何かございますか。
18番 相吉澤 宏 委員	問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。  < 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようでの、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。  < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第5 議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、18番 相吉澤 宏 委員にお願いします。
18番 相吉澤 宏 委員	3月11日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、登録、未。登録予定住所、●●●番地。添付書類の有無、案内図、有。登記簿謄本、有。公図写し、有。農地の現況状況、耕作の可・不可、可。面積要件、計30アール未満、可、1,944 m <sup>2</sup> 。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請となった。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第4号「空き家に付属した農地の指定申請について」は、異議がないようすで申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、異議がないようすで申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員 お願いします。
12番 小川 祥一 委員	3月7日に図面上で調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、関係書類等を見て確認。土地の履歴、昭和55年国土調査、地籍のみ修正。昭和57年相続により取得、令和2年条件付き地上権仮登記、●●●株式会社。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は、平成4年頃から徐々に不耕作となり、竹や篠・雑木などが繁茂した状態にある。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、問題なし。農振法上の農用地、該当無。集団的まとまりのある農地の中の農地の該当、無。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、無。その他、納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当無。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である、B分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議が無いようすで、願出のとおり交付することに決定してよろしいか、お諮りします。

	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第239号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（零）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第239号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第239号）については、新規16件 更新14件です。利用権の設定を受ける者16名、利用権を設定する者29名です。利用権の設定面積は、95,109 m <sup>2</sup> です。令和3年度 累計は、1,232,098 m <sup>2</sup> です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年3月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	異議が無いようですので、「那須烏山市農用地利用集積計画（第239号）」のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第239号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第7号 「令和4年度農作業標準賃金の設定について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第7号 議案書の朗読 >

議長

内容について、事務局から説明していただきます。

事務局長（相ヶ瀬）

< 別紙（案）により内容説明 >

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

< 異議なしの場合 >

議長

異議が無いようですので、議案第7号 「令和4年度農作業標準賃金の設定について」 、別紙（案）のとおり設定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。

< 異議なしの場合 >

議長

異議なしと認め、日程第8 議案第7号 「令和4年度農作業標準賃金の設定について」 は、別紙（案）のとおり設定することに決定いたしましたので、(案)を削除してください。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

( 午後 3時 15分 )

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月17日

議長

2番

4番